

平成26年 6月26日

内閣総理大臣 安倍晋三様

元防衛庁教育訓練局長
新潟県加茂市長

小池清彦

憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認に関する意見書

- 1 まず、はじめに申し上げます。政府が示された集団的自衛権行使の事例とされる8事例は、一見明白に憲法違反であると考えられる事例以外は、すべて個別的自衛権の事例です。従って、包括的、一般的な言葉で閣議決定がなされても、集団的自衛権の具体的事例がないのですから、これを示すことは不可能となり、内容のない閣議決定となります。これは、国民を愚ろうすることになり、許されるものでは、ありません。(10を御覧下さい。)
- 2 平和憲法の大きな意義は、日本がこれまで海外派兵をさせられずに済んだことであります。
日本は、平和憲法のお蔭で、朝鮮戦争にも、ベトナム戦争にも、その他の戦争にも派兵させられずに済みました。
イラク派兵に際しても、自衛隊が比較的安全な地域に滞在し、一人の戦

死者も出なかったのは、平和憲法が存在したお蔭であります。

平和憲法の存在によって、日本は、アメリカによる海外派兵の要求を断ることができたのであります。

3 平和国家としての日本の立場は、世界中が認めているものであります。

日本国民は、2発の原爆を落とされ、原爆の惨害を受けた唯一の国民であり、日本国は平和憲法を持つ平和国家であるという日本の立場は、世界中が認めていることであります。

4 憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認は、憲法を改正したと同じ結果を生むこととなります。

(1) 憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認は、憲法を改正したと同じ結果を生じ、そうなった場合、もはやアメリカからのアメリカ並みの派兵要求を断ることができなくなります。

(2) その結果自衛隊は、世界のし烈な戦場へ派兵されることになり、自衛隊におびただしい戦死者が出ることとなります。

(3) その結果自衛隊へ入る人は、きわめて少なくなります。しかし、防衛力は維持しなければなりませんので、徴兵制を敷かざるを得なくなります。

(4) かくして、日本国民は、徴兵制の下で招集され、世界のし烈な戦場で血を流し続けることとなります。

5 はじめは小さな容認であっても、これが拡大して行くことを防ぐ法令は存在いたしません。

一たび集団的自衛権が容認された場合、たとえはじめは、それが多くの制約を加えられた小さな集団的自衛権であっても、これが拡大して行くこ

とを防ぐ法令は存在いたしません。今後集団的自衛権は、たちまち拡大し、極限まで達する可能性を有しております。

6 集団的自衛権は、たとえいかにたくさんの制約を加えられた小さなものであっても、すべて憲法違反です。

(1) 集団的自衛権とは、A国（日本）と条約を結んだB国（アメリカ）があるとして、B国とC国が戦争している場合に、C国のB国に対する攻撃をA国（日本）に対する攻撃と見なして、A国（日本）がC国に対して武力を行使する、即ち攻撃する権利のことです。

(2) 一方日本国憲法第9条第1項は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する」とし、「国際紛争を解決する手段としては」「国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使（以下この3つを合わせて「武力の行使」ということにします。）を」「永久にこれを放棄する。」と定めています。

(3) この規定があるにもかかわらず、自衛権に基づく武力の行使は認められるとされ、自衛隊が存在しているのは、一にかかって、第9条第2項の冒頭にある「前項の目的を達するため」という一句、即ちいわゆる「芦田修正」が存在しているからであります。即ち、「国際紛争を解決する手段でない武力の行使」というものが存在する。それが自衛権に基づく武力の行使だということになっているわけであります。従って国際紛争を解決するための手段でない武力の行使を行うためには「陸海空軍その他の戦力」を保持することができることになるわけですが、第9条第1項が大前提として、厳然と存在しておりますので、いくら自衛権に基づくものだからといっても、無制限に武力の行使が認められるものではありません。そこでこれまでの一貫した政府の解釈は、「自衛のため必要最小限度ないしは必要かつ相当な武力」を保持することは認められると

いうものであります。

- (4) この「前項の目的を達するため」という一句即ち芦田修正は、よく知られておりますように、GHQが日本政府に示した日本国憲法の草案の中には、入っていなかったものであります。それを、国会で新しい日本国憲法を制定するときに作った芦田均さんを長とする委員会が、この一句を入れたものであります。
- (5) この「前項の目的を達するため」という一句が入るときに、これが連合国の最高の意思決定機関として、ワシントンに置かれた「極東委員会」にかけられました。
- (6) この一句が極東委員会にかけられたとき、猛反対が起きました。中華民国反対、イギリス反対、オーストラリア反対、ソ連もとより反対といった具合であります。これをアメリカが、なだめたわけですが、最後まで、これに同意しなかったのが蒋介石総統の中華民国でありました。しかし、当時すでに国共内戦が行われておりましたので、アメリカは、中華民国に対する支援も引き合いに出しながら、ようやく中華民国に同意させたのであります。
- (7) このように、この「前項の目的を達するため」という一句即ち芦田修正は、その成立の経緯から見ても、簡単に拡大解釈することができるようなものではないのであります。
- (8) そこで、あらためて、憲法第9条第1項を読んでみますと、「国際紛争を解決する手段としては、武力の行使を永久に放棄する。」と書かれております。そこで、個別的自衛権の場合は、自国が攻撃されているから、攻撃した国に対して自衛のため必要最小限度ないしは必要かつ相当な武力行使を行うものでありますので、この場合は、国際紛争を解決する手段としての武力行使ではないと申せましょう。
- (9) しかし、集団的自衛権の場合は、個別的自衛権の場合と質的に全く

違います。いくら制約された小さな集団的自衛権であっても、個別的自衛権とは質的に全く違います。集団的自衛権の場合は、自国が攻撃されていないのに、自国の同盟国が戦争している国に対して武力を行使する、即ち、その国を攻撃するというものであります。これは文字通り、国際紛争を解決する手段としての武力の行使そのものであります。2つの国の間の戦争に介入して、自らの武力を行使するのですから、これは、まぎれもなき「国際紛争を解決する手段としての武力行使」であります。これをもし、そうでないというならば、これは、もはや三百代言の弁であって、正当なる憲法解釈ではありません。憲法の文言が気に入らないからといって、不当な解釈で違憲の集団的自衛権を合憲としたのでは、もはや日本は法治国家ではありません。自民党と公明党が合意すれば、違憲のものも合憲になるというものではありません。それでは、まるで、権力によって人々に鹿を馬といわせた、古の中国の故事と変わらないではありませんか。為政者は、謙虚に法に服するべきであります。

7 「1972年の自衛権に関する政府見解」の一部を修正することによって、集団的自衛権を合憲とする手法は間違っています。あくまでも、憲法9条の原文によって解釈すべきであります。

- (1) 「1972年の自衛権に関する政府見解」は、憲法第9条第2項の「前項の目的を達するため」という一句、即ち芦田修正には全く触れておらず、極めて不十分かつ不完全なものであります。
- (2) しかし、そのことは、さて置いても、「1972年の自衛権に関する政府見解」は、憲法そのものではありません。従って、憲法でもないものをいくらいじくり回し、ひねり回しても、妥当な結論は出て参りません。
- (3) そうではなくて、憲法解釈は、あくまでも、憲法の原文そのものに照

らして行われるべきであります。そうすれば、前記4で述べた明々白々の結論が出てくるのであります。

8 集団的自衛権に基づく武力行使と共同作戦は、全く異なる別のもの
あります。

(1) 集団的自衛権に基づく武力行使と共同作戦は、全く異なる別のもの
であります。政府与党におかれては、これを混同しておられるように見
うけられます。

(2) その結果、集団的自衛権の事例として掲げられている8事例のほと
んどが、実は個別的自衛権の事例となっているのであります。

(3) この「集団的自衛権に基づく武力行使」と「共同作戦」をしっかりと
区別しないと、仮に閣議決定や法制化がなされても、内容が完全に誤っ
た閣議決定や法律となります。

(4) たとえば、日米安全保障条約に基づいて、アメリカの艦隊と日本の艦
隊が出撃して戦闘を行ったとします。この場合、アメリカの艦隊は集団
的自衛権に基づいて、日本の艦隊は、個別的自衛権に基づいて武力行使
を行いますが、この場合、日米の艦隊は共同作戦を行うこととなります。

(5) そうなりますと、共同作戦ですから、相手国の軍艦や航空機がアメリ
カの軍艦を攻撃しても、はたまた、日本の軍艦を攻撃しても、いずれの
場合でも、共同作戦ですから、アメリカ側は、集団的自衛権に基づいて
相手国の軍艦や航空機を撃破し、日本側は個別的自衛権に基づいて相手
国の軍艦や航空機を撃破することとなります。相手国の軍艦や航空機が、
日米どちらの軍艦を攻撃してくるかは、関係がありません。日米は一体
となって共同作戦を行うのであります。

9 「武力行使」を目的としない行動は、自衛権の行使ではありません。従って、例示された8つの事例は、いずれも集団的自衛権の事例ではありません。

(1) 自衛権とは、自衛のため武力を行使する権利であります。従って、武力の行使を目的としないものは、自衛権ではありません。

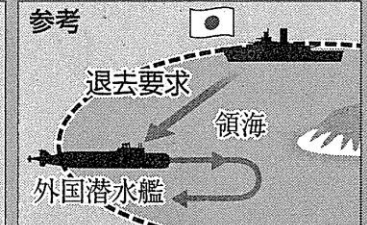
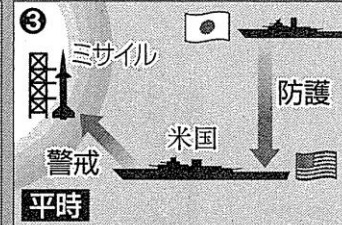
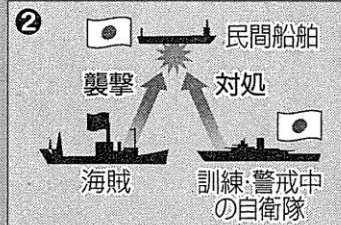
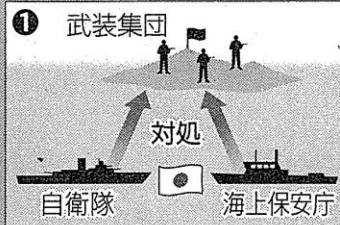
(2) ところが総理は、「このたび掲げる事例は、武力の行使を目的として武装した部隊を海外に派遣する海外派兵ではないので、いずれも、武力の行使を目的とするものではない。」とっておられます。

(3) そうだとすれば、掲げられた15の事例は、いずれも武力の行使を目的としないのですから、すべて自衛権行使の事例ではなくなります。従って、集団的自衛権行使の例として掲げられた8つの事例は、いずれも、集団的自衛権行使の事例ではないこととなります。

10 政府は、安全保障法制整備に関する与党協議会に下記の15の事例を示しました。そのうち8から15までの8事例が「武力の行使に当り得る活動」として、集団的自衛権行使に該当するとされています。

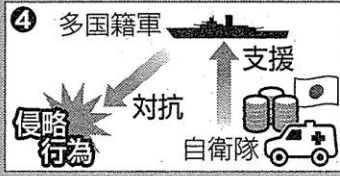
武力攻撃に
至らない侵害へ
の対処

- ① 離島における不法行為への対処
 - ② 公海上で訓練などを実施中の自衛隊が遭遇した不法行為への対処
 - ③ (平時の)弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護
- 参考
領海内で潜没航行する外国の軍用潜水艦への対処



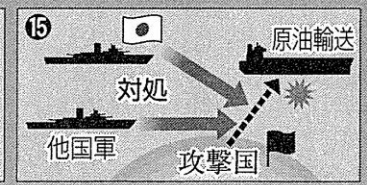
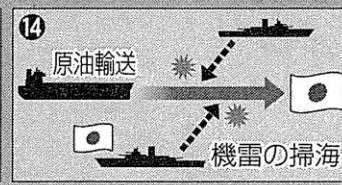
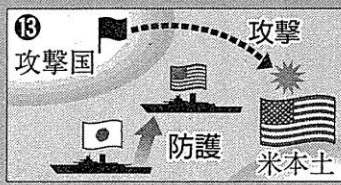
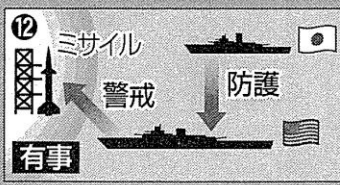
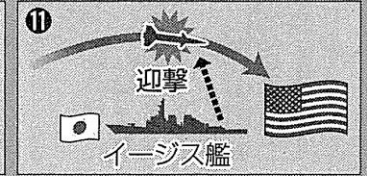
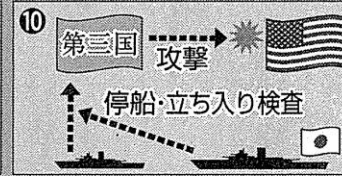
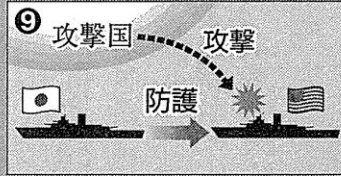
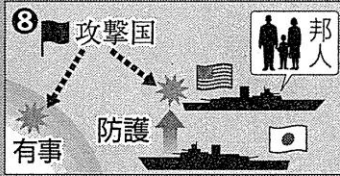
国連平和維持
活動(PKO)を
含む国際協力等

- ④ 侵略行為に対抗するための国際協力としての支援
- ⑤ 駆け付け警護
- ⑥ 任務遂行のための武器使用
- ⑦ 領域国の同意に基づく邦人救出



「武力の行使」に
当たり得る活動

- ⑧ 邦人輸送中の米輸送艦の防護
- ⑨ 武力攻撃を受けている米艦の防護
- ⑩ 強制的な停船検査
- ⑪ 米国に向けわが国上空を横切る弾道ミサイル迎撃
- ⑫ (有事の)弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護
- ⑬ 米本土が武力攻撃を受け、わが国近隣で作戦を行う時の米艦防護
- ⑭ 国際的な機雷掃海活動への参加
- ⑮ 民間船舶の国際共同護衛



この集団的自衛権行使の事例とされる8事例について、1つ1つ検証いたしますが、検証した結論を申しますと、ほとんどの事例が個別的自衛権行使の事例であって、残りは、一見して明らかな憲法違反の集団的自衛権行使の事例です。

⑧ 邦人輸送中の米輸送艦の防護

日本国民に対する侵害は、日本国の主権に対する侵害です。従って、日本の軍艦は、個別的自衛権に基づいて邦人を守ることになります。邦人を運んでいるのが米軍の輸送船であっても、民間の船であっても、同じことです。

⑨ 武力攻撃を受けている米艦の防護

これは2つの場合に分かれます

- ㊦ 武力攻撃が日本国の施設の下にある領域（政府の解釈では、「日本の領土、領海、領空およびその周辺海空域」とされています）において行われている場合

この場合は、日米の共同作戦になりますので、個別的自衛権の行使となります。

- ㊧ 武力攻撃が㊦以外の海域において行われている場合

この場合は、憲法違反の集団的自衛権の行使となります。

⑩ 強制的な停船検査

この事例は、憲法第9条第2項の「国の交戦権は、これを認めない。」という条文の交戦権の行使に該当します。この場合、この第2項の「前項の目的を達するため」という一句が、この交戦権否認の条文にまでかかると解釈すれば、自衛権行使の一環として停船検査ができることとなります。そのように解釈すれば、次のようになります。

㊦ 武力攻撃が日本国の施政の下にある領域において行われている場合

この場合は、日米の共同作戦になりますので、個別的自衛権の行使となります。

㊧ 武力攻撃が㊦以外の海域において行われている場合

この場合は、憲法違反の集団的自衛権の行使となります。

⑪ 米国に向け、わが国上空を横切る弾道ミサイル迎撃

㊦ ミサイルが米国に向かっているのか、日本に向かっているのかは、瞬時には簡単にわかりませんので、すべてのミサイルが日本に向かっているものとして対処しなければなりません。

㊧ いずれにしても、わが国の領空へミサイルをとばす行為は、わが国に対する武力攻撃ですから、個別的自衛権の行使となります。

⑫ (有事の) 弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護

「有事」を日本有事の場合とすると、これは、日米共同作戦であり、個別的自衛権の行使となります。

⑬ 米本土が武力攻撃を受け、わが国近隣で作戦を行う時の米艦防護

㊦ 米艦が、わが国の施政の下にある領域にいるときは、これに対する攻撃は、わが国の主権の侵害でもありますので、日米共同作戦として、個別的自衛権の行使となります。

㊧ 米艦が㊦以外の海域にいるときは、憲法違反の集団的自衛権の行使となります。

⑭ 国際的な機雷掃海活動への参加

㊦ この場合は、日本が守ろうとするのは日本のタンカーです。

従って、日本は、個別的自衛権の行使として日本のタンカーを守るために機雷掃海を行うこととなります。アメリカも、その他の参加国も、それぞれ個別的自衛権の行使として、自国のタンカーを守るために機雷掃海を行うこととなります。そして各国は、共同作戦を行うこととなります。

① ただし、「戦闘が行われているときに機雷掃海に参加するか否か」の政策的判断が別になされることとなります。

⑮ 民間船舶の国際共同護衛

ア この場合は、⑭と同じく、個別的自衛権の行使です。そして、共同作戦を行うこととなります。

① ただし、「戦闘が行われているときに国際共同護衛に参加するか否か」の政策的判断が、別になされることとなります。

11 次に「武力攻撃に至らない侵害への対処」とされている4つの事例について検証します。

① 離島における不法行為への対処

ア この場合は、我が国の領土が占領されていますので、我が国の主権の侵害であり、明確な武力攻撃です。

① この場合は、防衛出動を下命するか、海上における警備行動を下命するか、海上保安庁に対処させるかの選択となります。

② 公海上で訓練などを実施中の自衛隊が遭遇した不法行為への対処

この場合は、相手が海賊です。正当防衛は、対象が自分だけでなく他人であってもよいことになっております。正当防衛として対処するのがよいと考えます。

③ (平時の) 弾道ミサイル発射警戒時の米艦防護

この場合は、平時ですので、特に防護という問題は、理論上は起こりません。米艦と一緒に警戒の任務を行えばそれでよいことになります。

【参考】領海内で潜没航行する外国の軍用潜水艦への対処

㊦ 潜水艦は、国際法上、他国の領海内では、浮上しなければなりません。従って浮上しないときは、明確な武力攻撃を行っていることとなります。

㊧ ただし、日本は、自国に係る国際海峡の自由通航を宣言しておりますので、その海峡では、潜水艦は、潜航したまま通航できます。

12 次に「国連平和維持活動（PKO）を含む国際協力等」とされている4つの事例については、集団安全保障との関連があり、政策判断の問題がありますので、一概に検証することはできません。

以下において、上記以外の問題について申し上げます。

13 集団的自衛権を行使するとした場合、日本が限定的に行使するとしても、相手国は、これに対して、最大限の反撃を行ってくることを覚悟しなければなりません。

生兵法は大怪我のもと。しかも、集団的自衛権は違憲です。集団的自衛権には手をつけるべきではないと考えます。

14 集団安全保障につきましても、集団的自衛権について述べたと同様の法理が存するものであります。

15 「最近国際情勢が緊迫して来たから、集団的自衛権を容認する必要がある。」とする考えは誤りです。米ソの冷戦時代の方が今よりも、はるかに緊迫していました。核戦争による人類滅亡の危機が幾度かありました。今の方がはるかに平和です。

16 「日本のアメリカに対する貢献が十分でないので日本人の血を捧げることによって、アメリカに尖閣諸島をしっかりと守ってもらう必要がある。」という考えは、全くの誤りだと考えます。

(1) まず、日本は、自国の国内において、たくさんの米軍基地を提供し、お金も出しています。日本国における米軍基地なくして、アメリカの極東戦略と世界戦略は成り立ちません。日本は、そのために、きわめて大きな犠牲を払ってきているのです。

日本は、米軍基地だけでも十分な貢献をしています。

(2) 日本は、アメリカに次ぐ世界第2位の強力な対潜水艦戦力を持っています。かつては、固定翼の対潜哨戒機P3Cを100機持っていました。今でも80機のP3Cを持っています。(第3位のイギリスは30機くらいしか持っていません。) そのほかに回転翼の対潜哨戒機を100機ほど持っています。そのほかに水上艦艇と潜水艦があります。

(3) 旧ソ連の海軍は、潜水艦中心の海軍でしたので、日本は、これだけ強力な対潜兵力を以て、アメリカに絶大な貢献をしたのです。

(4) ソ連の潜水艦の多くは、ウラジオストクにおり、日本に係る3海峡を通過して太平洋へ出て来るのを、我が海上自衛隊の強力な対潜兵力を以て、ソ連の潜水艦をキャッチしたわけです。その情報を受けて、アメリカの攻撃型原子力潜水艦がソ連の原子力潜水艦を追尾して、いつでも攻撃できる態勢にあったものと推察されます。

(5) 従って、アメリカが冷たい戦争でソ連に勝つことができたのは、日本の海上自衛隊のお陰だといってもいいのです。

- (6) 海上自衛隊の対潜哨戒機は、雨の日も、風の日も潜水艦の探索を続けるわけですから、ずいぶん無理をしたのです。その結果、当時の海上自衛隊のパイロットは、「自分達の同期生名簿には、殉職者が多い」といっています。
- (7) 日本はこれだけ大きな犠牲を払ってアメリカに対し、十分過ぎる貢献をしてきているのです。この上さらに日本人の血を捧げる必要はありません。
- (8) 尖閣諸島を守ってもらうために、日本人の血を捧げるという考え方は、「弱虫の考え方」だと思います。日本の防衛が不安なら、枕を高くして眠れるだけの自らの防衛力を整備すべきです。
- (9) 近代戦の帰趨は、航空兵力によって決まります。
- 米国に次ぐ世界第2位の強力な対潜兵力を日本は持っています。日本の実力を以てすれば、枕を高くして眠れるだけの強力な航空兵力を整備することは、そんなに難しくはないはずです。お金が足りなければ日銀引受の国債発行で対応すべきです。生産力が続く限り、インフレは来ません。
- (10) 日本は、枕を高くして眠れるだけの強い防衛力を保持する一方で、平和国家として、平和憲法をしっかりと守り、海外派兵を行わず、大国の襟度を以て、隣国と仲良くし、世界中の国々と仲良くし、国民各位の権利と自由がしっかりと守られた民主主義国家として繁栄していくべきであると考えます。